

平成19年度

都市樹木害虫
(アメリカシロヒトリ・チャドクガ)
防除マニュアル

金沢市都市整備局緑と花の課

都市樹木害虫（アメリカヒトリ・チャドクガ）防除事業

（パトロール編）

1. 実施期間

1 化期	4月27日～7月31日
2 化期	8月 1日～9月15日

2. 対象区域

市内全域とする。

担当地区割りは別紙のとおりとし、各区域は市内各校下（地区）町会連合会を基本とする。

3. パトロール回数

- ・ 民有地、市有施設（市公園・緑地のみ）を問わず、2名1組で、1化期については2回、2化期については1回パトロールすること。
- ・ パトロールの実施時期については、緑と花の課から連絡する。（6月に2回、8月に1回を予定）
- ・ 職員がいる市有施設（市公園・緑地以外）については、パトロールの必要はない。
- ・ 市管理街路樹は、ブロック管理業者が随時防除を行う。

4. 作業要領

(1)民有地

実施前に地区防除相談員へパトロールの日程を連絡すること。

パトロールの際は、2名1組で作業を行い、そのうち1名は市から貸与した腕章を必ず着用するとともに、市が発行する指定防除業者作業員証を携帯すること。

民有地については、各町会単位で行う。ただし、各世帯ごとに確認する必要はない。

特段の了承がない限り、民有地内には立ち入らないこと。

発生状況については、その日のうちに「都市樹木害虫発生状況連絡票（町会用）」（様式1-1）により町会代表者、「同連絡票（地区防除相談員用）」（様式1-2）により地区防除相談員へ通知すること。（様式1-1については、目視で発生が確認された箇所の記載をすること。）

パトロールを実施した場合は、「パトロール作業明細表」（様式2）を実施した翌週の月曜日に市へ提出すること。（ファックス可）

(2)市有施設（市公園・緑地のみ）

パトロールの際は、2名1組で作業を行い、そのうち1名は市から貸与した腕章を必ず着用するとともに、市が発行する指定防除業者作業員証を携帯すること。

市有施設（市公園・緑地のみ）については、施設内に立ち入り、発生状況を確認する。発生が確認された場合は、速やかに防除を行うこと。この場合は、パトロール作業時間ではなく、防除作業時間に計上すること。

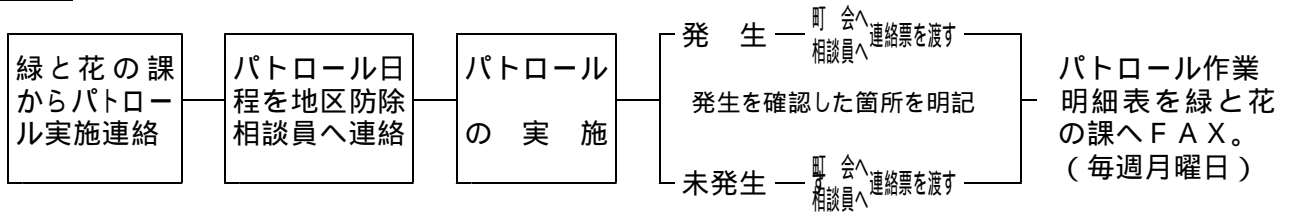
パトロールを実施した場合は、「パトロール作業明細表」（様式2）を実施した翌週の月曜日に市へ提出すること。（ファックス可）

5. 備 考

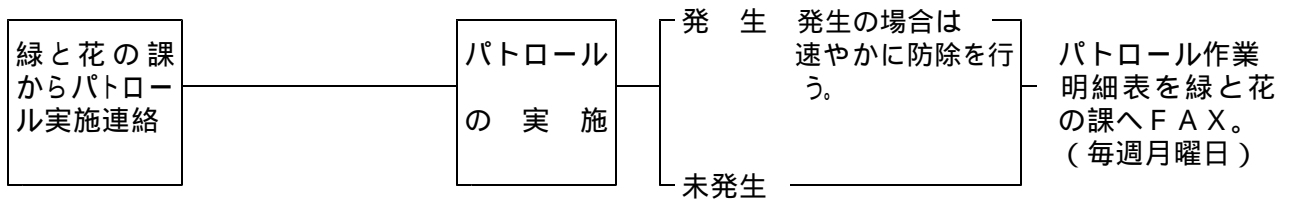
パトロールにおいては、町会代表者や緑と花の課の立ち会いを要しない。

6. パトロールフロー

(1) 民有地



(2) 市有施設（市公園・緑地のみ）



7. 支払事務について

(1) 支払時期

支払いは1化期ごととする。

(2) 提出書類（1化期終了ごと）

委託事業結果報告書（様式4）

都市樹木害虫パトロール業務集計表（様式3）

パトロール作業明細表（様式2）

請求書

都市樹木害虫（アメリカヒトリ・チャドクガ）防除事業

（防除業務編）

1. 対象

防除依頼があった町会

防除依頼があった市有施設（市公園等・街路樹除く）

市有施設（市公園等・街路樹）については、随時防除業務を実施すること

、（市公園等）・・・校下（地区）割業者
（街路樹）・・・ブロック管理業者

2. 作業要領

(1) 民有地（防除実施前に、町会と業者との間で契約書（参考1）を取り交わすこと。年度当初1回で良い。）

町会から防除業務の依頼があった場合、作業内容の説明及び日程調整をすること。

実施前に地区防除相談員へ防除の日程を連絡すること。

防除業務の際は、2名1組で作業を行い、そのうち1名は市から貸与した腕章を必ず着用するとともに、市が発行する指定防除業者作業員証を携帯すること。

必ず、町会代表者の立会いを伴い、その指示に従うこと。

防除業務は町会代表者と協議の上、初期段階での樹木害虫防除の徹底を図るため、捕殺又は薬剤散布のうち、効率的と判断される方法により実施すること。

薬剤を散布するときは、次のことに注意すること。

- ・都市樹木害虫防除事業薬剤散布作業マニュアル（7ページ）を遵守すること。
- ・市指定の薬剤（トレボン乳剤・4000倍）を使用し、周囲に飛散しないよう害虫の発生している枝葉に集中させ、必要最小限の散布を行うこと。
- ・極力、肩掛型噴霧器による薬剤散布にとどめること。その際は、緑と花の課への事前報告の必要はない。
- ・動力噴霧器を使用せざるを得ない場合は、周辺住民への事前周知の必要があるため、町会代表者と再度日程調整を行い、実施することとし、事前に「動力噴霧器による薬剤散布実施連絡票（予定）」（様式10）により、事後に「同連絡票（報告）」（様式10）により緑と花の課へ報告すること。

防除業務が完了した後、町会代表者に防除業務時間の確認を必ず行い、「補助金交付申請書」（様式7）の確認者欄に記入・押印をもらうこと。

町会長に「補助金交付申請書」（様式7）の代表者欄及び委任者欄に記入・押印してもらうこと。

防除業務を実施した場合は、「防除作業明細表」（様式5-1）を実施した翌週の月曜日に緑と花の課へ提出すること。（ファックス可）

(2)市有施設（市公園、街路樹以外）

施設管理者に作業内容の説明をし、日程調整をすること。

防除業務の際は、2名1組で作業を行い、そのうち1名は市から貸与した腕章を必ず着用するとともに、市が発行する指定防除業者作業員証を携帯すること。

必ず、施設管理者（関係者）の立会いを伴い、その指示に従うこと。

防除業務は施設管理者と協議の上、初期段階での樹木害虫防除の徹底を図るため、捕殺又は薬剤散布のうち、効率的と判断される方法により実施すること。

薬剤を散布するときは、次のことに注意すること。

- ・市都市樹木害虫防除事業薬剤散布作業マニュアルを遵守すること。
- ・市指定の薬剤（トレボン乳剤・4000倍）を使用し、周囲に飛散しないよう害虫の発生している枝葉に集中させ、必要最小限の散布を行うこと。
- ・極力、肩掛型噴霧器による薬剤散布にとどめること。その際は、緑と花の課への事前報告の必要はない。
- ・動力噴霧器を使用せざるを得ない場合は、周辺住民への事前周知の必要があるため、施設管理者と再度日程調整を行い、実施することとし、事前に「動力噴霧器による薬剤散布実施連絡票（予定）」（様式10）により、事後に「同連絡票（報告）」（様式10）により緑と花の課へ報告すること。

防除業務が完了した後、施設管理者に防除業務時間の確認を必ず行うこと。

「市有施設等樹木害虫防除確認書」（様式6）に記入・押印してもらうこと。
捕殺又は薬剤を散布した樹木本数の記載も行うこと。

防除業務を実施した場合は、「防除作業明細表」（様式5-2）を実施した翌週の月曜日に緑と花の課へ提出すること。（ファックス可）

(3)市有施設（市公園、街路樹のみ）

パトロール又は管理業務中、害虫が発見された場合は、速やかに防除を行うこと。立ち会いは原則不要ですが、時々確認します。

防除業務は、初期段階での樹木害虫防除の徹底を図るため、捕殺又は薬剤散布のうち、効率的と判断される方法により実施すること。

薬剤を散布するときは、次のことに注意すること。

- ・市都市樹木害虫防除事業薬剤散布作業マニュアルを遵守すること。
- ・市指定の薬剤（トレボン乳剤・4000倍）を使用し、周囲に飛散しないよう害虫の発生している枝葉に集中させ、必要最小限の散布を行うこと。
- ・極力、肩掛型噴霧器による薬剤散布にとどめること。その際は、緑と花の課への事前報告の必要はない。
- ・動力噴霧器を使用せざるを得ない場合は、周辺住民への事前周知の必要があるため、緑と花の課と再度日程調整を行い、実施することとし、事前に「動力噴霧器による薬剤散布実施連絡票（予定）」（様式10）により、事後に「同連絡票（報告）」（様式10）により緑と花の課へ報告すること。

防除業務を実施した場合は、「防除作業明細表」（様式5-2）に記入の上、実施した翌週の月曜日に緑と花の課へ提出すること。（ファックス可）

3. 備考

パトロールと同時期になる可能性が高いので、作業員の確保に留意されたい。

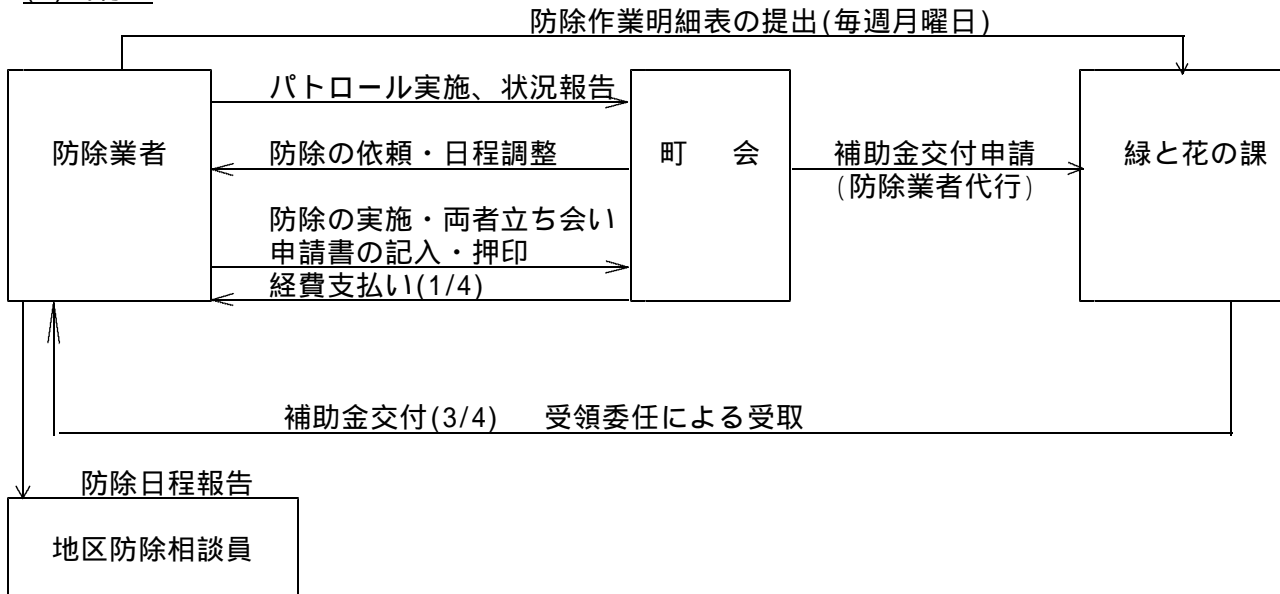
4. 枝葉ゴミ・廃液の処分について

- ・町会及び市有施設で実施した捕殺防除の枝葉は、東部クリーンセンターで焼却処分とする。処分料は、搬入時に支払いするものとする。(ゴミ処分料の経費加算は単価契約に含む。)
- ・廃液については、原則、廃液が残らないよう適量を調合すること。残った廃液については、産業廃棄物として処理すること。(廃液処分料の経費加算は単価契約に含む。)

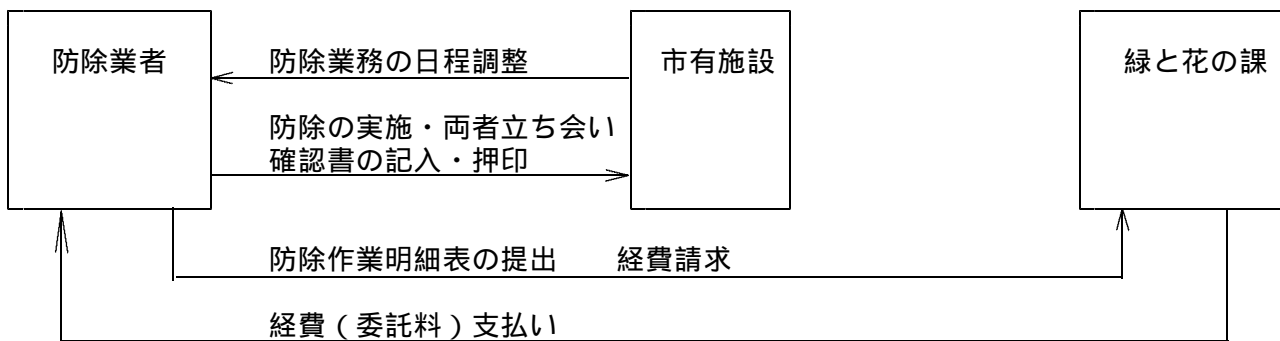
例年、町会より防除後の後始末が悪いとの苦情があります。残りゴミがないよう注意すること。また薬剤散布後の害虫処分も行うこと。

5. 防除フロー

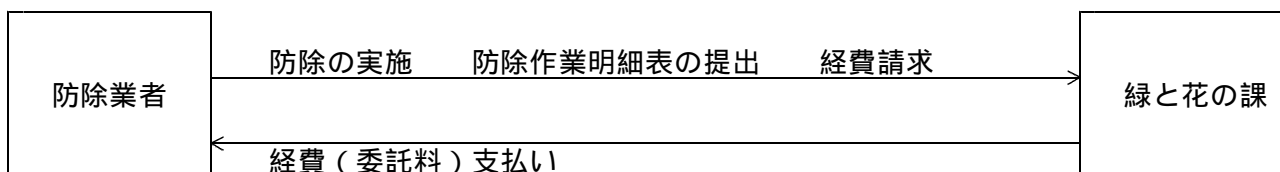
(1) 民有地



(2) 市有施設 (市公園等・街路樹以外)



(3) 市有施設 (市公園等・街路樹)



6 . 支払事務について

(1)支払時期

支払いは1化期ごととする。

(2)提出書類・・・町会分と市有施設分を別個に提出すること。

補助金交付申請書（様式7）・・・町会分のみ
代表者欄、委任者欄は必ず町会長に記入・押印してもらうこと。

委託事業結果報告書（様式9）

都市樹木害虫防除集計表（町会分様式8 - 1、市有施設分様式8 - 2）

防除作業明細表（町会分様式5 - 1、市有施設分様式5 - 2）

市有施設等樹木害虫防除確認書（様式6）・・・市有施設ごと

請求書（町会分、市有施設分）

写真（1町会1写真、1市有施設1写真）
写真帳に実施日、町会名（市有施設名）を記載のこと。

都市樹木害虫防除事業薬剤散布作業マニュアル

農薬取締法の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」、農林水産省通知「住宅地等における農薬使用について」及び石川県「街路樹・公園等の病虫害防除における農薬の適正使用に関する事項」に則した農薬の使用を行う。

1．周辺住民への配慮と事前周知

薬剤散布を実施するにあたっては、周辺住民に時間的余裕を持って周知し、合意を得るよう努める。

2．農薬の安全使用

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けている農薬を使用する。
- (2) 農薬の使用にあたっては、農薬の容器又は包装に記載されている表示事項に基づき、適用樹木、適用病虫害、希釈倍率等定められた使用方法を必ず遵守する。
- (3) 害虫が発生している枝葉に集中させ、必要最少限の散布を行う。

3．小児やペットへの配慮

- (1) 農薬散布中及び散布当日は、小児やペットなどが近づかないように、また、散布区域に立ち入らないような措置を講ずる。
- (2) 農薬散布区域の近接に学校や通学路がある場合、子供の通学時間帯等は、散布しない。

4．健康被害者の対応

対応窓口は緑と花の課とし、症状などを確認した後、保健所等と連携を図り保健指導や医療機関受診のアドバイスを行うなど相談者への迅速かつ適正な対応ができる体制の強化に努める。

5．その他

- (1) 散布液が家屋・洗濯物・ペット・自動車・塀などにかからないように、また池や河川などに入らないように十分注意する。
- (2) 風が弱い時などに実施するなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び風向きやノズルの向きに注意すること
- (3) 農薬散布時は、マスク等の防護装備を着用する。
- (4) 農薬散布時は、立て札を設置するなど作業中であることを明示する。
- (5) 農薬使用者は、農薬を使用した日、場所、対象樹木、使用農薬の名称及び使用量等を記載した帳簿を一定期間保管する。
- (6) 散布液は、出来る限り必要量を調合することに努める。
- (7) 残液及び空容器は、産業廃棄物として処理する。

地区防除相談員について

1. 目的

各校下及び地区における樹木害虫の発生の状況及び防除の取組状況を把握するとともに、各町会等に対して、防除に関する相談に応じ、及び助言を行うものがあります。

2. 配置

- (1) 原則として、各校下(地区)に1名を配置する。1校下(地区)に2業者がいる場合は、2名まで配置できる。
- (2) アメリカシロヒトリ及びチャドクガの発生が少ない山間部の校下(地区)または、防除事業の基本方針が周知されている校下(地域)については、各校下の判断に委ねる。

3. 業務内容

- (1) 地区指定防除業者からの町会防除日程の連絡に基づき、各校下(地区)を見回り、地域の発生状況や防除の取り組み状況をつかむ。
町会防除日程の連絡がない場合についても、随時見回りをお願いします。
見回りは、校下の各世帯を一軒々見回るものではありません。
- (2) 防除が進んでいない町会への相談・助言を行う。
- (3) 防除方法(捕殺又は薬剤散布)について町会から相談があった場合、助言する
- (4) 業務終了後、活動報告書を市に送付する。

4. 発生状況及び防除日程の連絡方法

- (1) パトロール日程、発生状況、防除日程は地区指定防除業者(資料1)から連絡します。
- (2) 地区指定防除業者との連絡方法は、ファックス及び電話等とします。
ファックスをお持ちの場合は、地区指定業者へファックス番号をご連絡ください

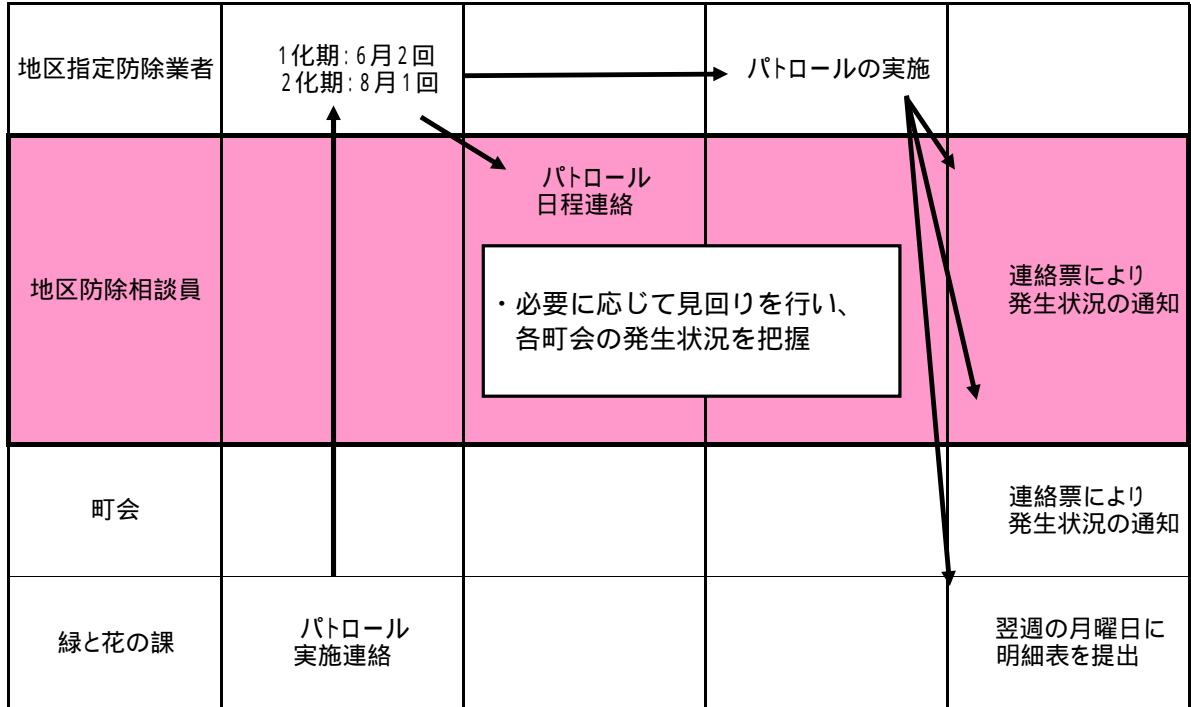
5. 業務時期及び時間

- (1) 業務時期 5月上旬から9月中旬
地区防除相談員証等は5月10日頃にお送りします。
- (2) 業務時間
地域によって発生状況にばらつきがありますが、目安として30時間から40時間の活動を前提としています。

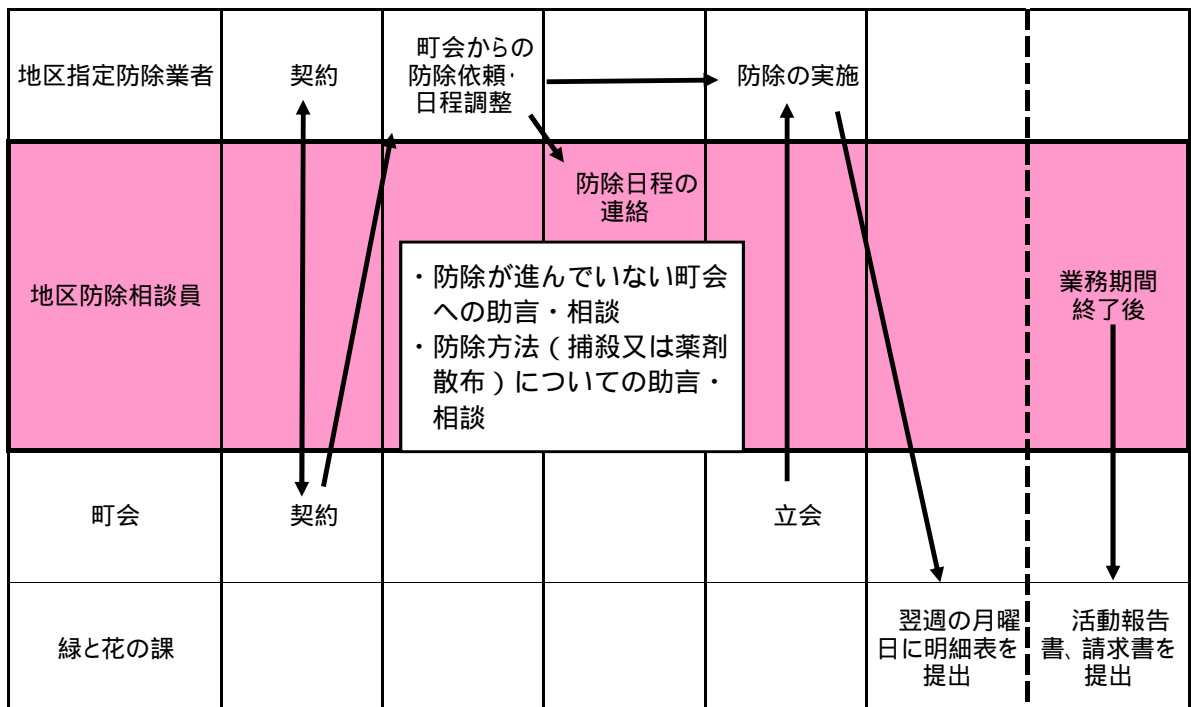
6. 民有地防除の仕組みについて

原則、各ご家庭での自主防除となりますが、次のような形でパトロール、防除を実施します。

(1) パトロールの流れ



(2) 防除の流れ



農薬使用に関する庁内連絡会設置要綱

(目的)

第1条 本市における農薬使用の適正な実施に関する情報交換および必要な方策を協議するため、「農薬使用に関する庁内連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会は前条の目的を達成するため、次ぎに掲げる事項について協議する。

- (1) 農薬使用情報の共有化に関すること
- (2) 健康被害情報の共有化および対応策に関すること
- (3) 農薬の安全で適正な使用方法や減農薬等の意識啓発に関すること

(組織)

第3条 連絡会は、別表で定める課の課長および議題に関する課長で組織する。

2 連絡会の座長は、議題を主管する課(所)長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会の会議は、座長が必要に応じ召集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係する課等の職員および専門的知識を有する者を会議に加えることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、緑と花の課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は平成16年1月30日から施行する。

別表(第3条関係)

農林基盤整備課(マツクイムシ関係) 農業センター(農作物病害虫関係)

こども福祉課(都市樹木害虫関係) 衛生指導課(健康被害関係)

環境保全課(環境保全関係) 緑と花の課(都市樹木害虫関係)

教育総務課(都市樹木害虫関係) 内水整備課(都市樹木害虫関係)

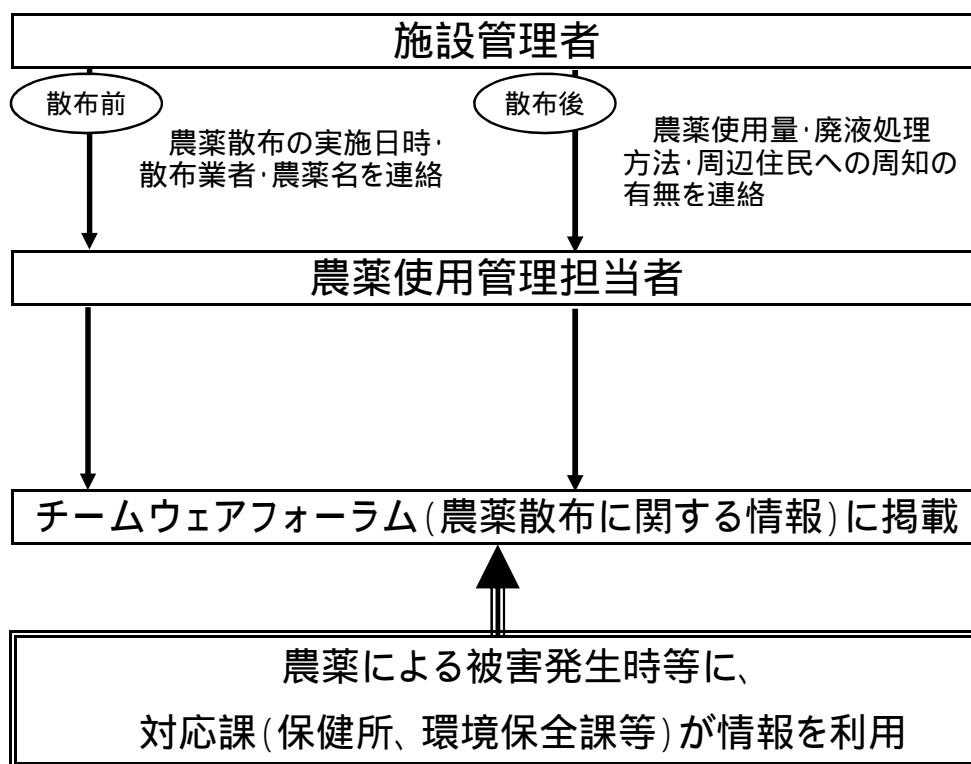
上水・発電課(都市樹木害虫関係) 保健衛生課(マツクイムシ関係)

農薬散布に関する情報の共有について

農薬散布について情報を共有するため、次のような流れで掲載をお願いします。

各課(所)で1名、農薬使用管理担当者を選任し、緑と花の課までご連絡下さい。

農薬使用管理担当者は、施設管理者に対し、樹木害虫の防除方針、農薬散布に関する情報の共有について、説明をお願いします。



チャドクガ・アメリカシロヒトリの防除について

各家庭のお庭（民有地）の樹木は、自己管理が原則です。
 早期発見・早期防除に努めましょう。

チャドクガ・アメリカシロヒトリの被害樹木と発生時期

被害時期	 <p>チャドクガ(若齢幼虫)</p>			 <p>アメリカシロヒトリ(若齢幼虫)</p>		
	被害樹木	ツバキ、サザンカ類			カキ、サクラ、ウメ、プラタナス、アメリカフウ、ハナミズキ等	
発生時期	1化期	(卵期)	卵で越冬します。	1化期	(卵期)	5月中旬～6月上旬
		(幼虫期)	5月上旬～6月中旬		(幼虫期)	6月上旬～7月中旬
	2化期	(卵期)	7月中旬～7月下旬	2化期	(卵期)	7月下旬～8月上旬
		(幼虫期)	8月上旬～9月中旬		(幼虫期)	8月上旬～9月
気象条件等により発生時期がずれることがあります。						
被害	・ 初期幼虫は葉裏に群生し、成長するにつれ、葉全体を食べるようになる。 ・ 幼虫に触れたり、飛散した毒毛に触れると激しいかゆみを伴う赤い発疹が出来る。			・ ふ化した幼虫は白い網状の巣網を作り群生し、成長し巣網付近の葉を食べ尽くすと、新しい枝に移り葉を食べるようになる。 ・ 毒を持った体毛はありません。		

チャドクガ・アメリカシロヒトリの捕殺方法

捕殺適期	卵期または幼虫初期の群生している時期	幼虫初期の巣網中に群生している時期
防除方法	<p>チャドクガ(卵期)</p> 	<p>アメリカシロヒトリ(巣網)</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> 卵は葉の表裏に塊(かたまり)でいます。 卵を産み付けられた葉を除去することが最も効果的です。 防除を行うときは、手袋、長袖を着用し、卵や幼虫に触れないようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期は食害による葉が白く透けたように見えます。 巣網を高枝切りバサミなどで枝葉ごと切り取り、踏みつぶしてください。 幼虫は2週間ほどで巣網から出て分散しますので、早期発見・早期防除が効果的です。

住宅地等における農薬の使用について(平成19年1月31日付農林水産省・環境省通知)

農薬等の薬剤は人の健康(特に化学物質過敏症の方、感受性の強い子どもや妊婦の方)・野生動植物などへの影響を及ぼすことが懸念されているため、病害虫防除については捕殺に努め、**農薬等の薬剤の使用は必要最低限に留めなければなりません**。またやむを得ず散布を実施する場合は、飛散しないよう周辺住民への配慮や事前周知を徹底しなければなりません。

— . . . 金沢市の助成制度 — . . .

▶ 町会単位でチャドクガ・アメリカシロヒトリを防除する場合

町会で希望者をとりまとめのうえ、地区指定防除業者へ依頼していただきます。

防除経費の3/4を助成します。(町会の負担は1/4となります。)

初期防除の徹底を図るため、効率的な方法(捕殺又は薬剤散布)により実施します。

一斉薬剤散布は市助成の対象外です。

▶ 町会単位で高枝切りバサミを購入する場合

購入経費の3/4を市で助成します。(50世帯あたり1本程度が目安です。)

購入する前に制度の説明等がありますので緑と花の課までご連絡ください。

お問い合わせは、**金沢市緑と花の課(220-2356)**までご連絡ください。

また、金沢市ホームページ(<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/midobana/gaicyuuboujyo/index.html>)でも、害虫の習性、防除方法及び発生情報をお知らせしています。